

## 防災・減災及び災害時のボランティア活動に関する5大学連携支援協定(案)

(目的)

第1条 この協定は、大妻女子大学、工学院大学、神戸学院大学、神戸女子大学・神戸女子短期大学並びに兵庫医療大学（50音順・以下5大学という）が行う、学生及び地域社会への防災・減災及び災害時のボランティア活動の諸事業等について、第2条に定める連携・協力関係を推進することを目的として締結する。

(事業)

第2条 5大学が連携・協力して行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 防災・減災及びボランティア活動に関する情報、情報サイトの共有及び連携利用
- (2) 防災・減災及びボランティア活動を担う人材の育成及び活動支援
- (3) 防災・減災及びボランティア活動に関するイベントの開催、後援等の支援
- (4) 防災・減災及びボランティア活動に関する事業における講師派遣
- (5) 防災・減災及びボランティア活動に関する調査、研究、教材等の作成
- (6) 災害時におけるボランティア活動及びコーディネートの協力並びに支援
- (7) その他5大学が必要と認める事業

2 5大学は、職員や学生の派遣及び受入に相互に協力するとともに、施設等の連携利用についても、可能な限り便宜を図るものとする。

(事業の実施)

第3条 前条第1項各号に掲げる事業を実施するときは、5大学が協議のうえ、事業内容、実施方法等を定めるものとする。

(協議)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、5大学が協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了日の30日前までに、5大学いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため本書5通を作成し、5大学が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

2009年3月17日

大妻女子大学  
学長 大場 幸夫

工学院大学  
学長 三浦 宏文

神戸学院大学  
学長 岡田 芳男

神戸女子大学・神戸女子短期大学  
学長 波田 重熙

兵庫医療大学  
学長 松田 暉